

整理番号	整 - 8 - 348	指定年月日・指定番号	令和 8 年 9 月 11 日	形 - 214	所在地	相生市相生5327番地12の一部	
調製・訂正年月日		令和 8 年 9 月 11 日 (調製)					
形質変更時要届出区域の概況		事業場			面積	281.35 m ²	
法第14条第 3 項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨				—			
最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類				最大形質変更深さ(1.14メートル)より 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定 ・試料採取等の対象としなかった深さの位置：4.01メートル以深 ・試料採取等の対象としなかった種類：クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウムおよびその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル、有機燐			
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由				—			
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置				—			
第58条第 5 項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨				—			
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称	
	R8.6.30	砒素及びその化合物		溶出量基準		株式会社ジオレ・ジャパン	
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類		実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
						有・無	—
						有・無	
						有・無	
						有・無	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 「形質変更時要届出区域内的の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。